

## 障がい者に関するマーク

	<b>障がい者のための国際シンボルマーク</b>	
	障がいのある方が容易に利用できる建物・施設であることを明確に示す国際シンボルマークです。	
	<b>盲人のための国際シンボルマーク</b>	
	視覚障がいのある方の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。	
問 い 合 わ せ 先	財団法人 日本障害者リハビリテーション協会	TEL : 03-5273-0601 FAX : 03-5273-1523
問 い 合 わ せ 先	社会福祉法人 日本盲人福祉委員会	TEL : 03-5291-7885 FAX : 03-5291-7886

# 障がい者に関するマーク

	<h2>耳マーク</h2>	
	<p>聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークでもあります。</p>	
	<h2>ほじょ犬マーク</h2>	
	<p>身体障がい者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）同伴の啓発のためのマークです。デパートやスーパーなどの民間施設でも補助犬が同伴できます。</p>	
<p>問 い 合 わ せ 先</p>	<p>社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会</p> <p>TEL : 03-3225-5600 FAX : 03-3354-0046</p>	
<p>問 い 合 わ せ 先</p>	<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室</p> <p>TEL : 03-5253-1111 (代) FAX : 03-3503-1237</p>	



## 障がい者に関するマーク

	<h3>ハート・プラスマーク</h3>	
	<p>身体内部の機能に障がいのある方を表すマークです。</p>	
	<h3>オストメイトマーク</h3>	
	<p>人工肛門・人工膀胱を造設している方のための設備があることを示すマークです。</p>	
	<h3>ヘルプマーク</h3>	
	<p>義足や人工関節を使用している方、内部障がいの方または発達障がいの方等、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなることを目的としたマークです。</p>	
	問 い 合 わ せ 先	<p>特定非営利活動法人 ハート・プラスの会 TEL : 052-718-1581</p>
	問 い 合 わ せ 先	<p>社団法人 日本オストミー協会 TEL : 03-5670-7681 FAX : 03-5670-7682</p>
	問 い 合 わ せ 先	<p>長崎県福祉保健部障害福祉課 TEL : 095-895-2451 FAX : 095-823-5082</p>

# 《⑱シンボルマーク》

●・・・必ず手帳が必要なサービスです。  
 ■・・・必ずしも手帳が必要ではないサービスです。


★サービスの内容等が変更になる場合があります。

区分	身障手帳						療育手帳				精神手帳			難病等
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	
身体障がい者標識(車表示用)	[手帳を持っていない方でも利用できます。]													
サービス内容	肢体不自由であることを理由に義足を付けて運転するなどの免許条件を付されている方が、自動車を運転するときは、その自動車の前面と後面の見えやすい位置に身障者マークをつけて運転するように付けて運転するように努めなければなりません。 身障者マークを表示した自動車に対して、他の車は幅寄せや割り込みをすることが禁止されています。													
条件	肢体不自由であることを理由に、義足を付けて運転することなどの免許条件を付されている方													
申請手続きに必要なもの	各地域の交通安全協会等において有料で販売しています。管轄の警察署内(交通安全協会)にお尋ねください。 ■身障者マーク 													
問い合わせ先	交通安全協会所轄の警察署													
区分	身障手帳						療育手帳				精神手帳			難病等
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	
聴覚障がい者標識(車表示用)														
サービス内容	平成20年6月から自動車運転免許を取得できるようになった重度聴覚障がいの方が、自動車を運転するときは、その自動車の前面と後面の見えやすい位置に聴覚障害者マークをつけて運転しなければなりません。 聴覚障害者マークを表示した自動車に対して、他の車は幅寄せや割り込みをすることが禁止されています。													
条件	平成20年6月から自動車運転免許を取得できるようになった重度聴覚障がいの方													
申請手続きに必要なもの	各地域の交通安全協会等において有料で販売しています。管轄の警察署内(交通安全協会)にお尋ねください。 ■聴覚障害者用マーク 													
問い合わせ先	交通安全協会所轄の警察署													

《⑱シンボルマーク・⑳相談窓口》

● …必ず手帳が必要なサービスです。  
 ■ …必ずしも手帳が必要ではないサービスです。

★サービスの内容等が変更になる場合があります。

区分	身障手帳						療育手帳				精神手帳			難病等	
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級		
聴覚障がい者標識 (本人揭示用)	(聴覚障がい者)														
サービス内容	聴覚障がい者が、病院、銀行、郵便局、市役所等の窓口で不便をなくすために提示するシンボルマーク(シール)です。														
条件	聴覚障がい者等														
申請手続きに 必要なもの	希望者には障がい福祉課で配付しています。						シンボルマーク 耳の不自由な者です  手招きでお呼び下さい 佐世保市								
問い合わせ先	障がい福祉課														
区分	身障手帳						療育手帳				精神手帳			難病等	
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級		
ヘルプマーク (本人揭示用)	[手帳を持っていない方でも申請することができます。]														
サービス内容	義足や人工関節を使用している方、内部障がいの方または発達障がいの方等、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなることを目的としています。														
条件	義足や人工関節を使用している方、身体障がい、精神障がい、知的障がい、発達障がい、内部障がいのあ る方、難病の方等で外見からは援助や配慮を必要としていることがわかりにくい方														
申請手続きに 必要なもの	希望者には障がい福祉課で配付しています。						■ヘルプマーク 								
問い合わせ先	障がい福祉課														

# 《②相談窓口》

★サービスの内容等が変更になる場合があります。

● …必ず手帳が必要なサービスです。  
 ■ …必ずしも手帳が必要ではないサービスです。

区分	身障手帳						療育手帳				精神手帳			難病等
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	
	〔手帳を持っていない方でも利用できます。〕													
相談支援事業（地域生活支援事業）	サービス内容	障がい者やその家族に対し、障がい福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、介護相談及び情報の提供等を総合的に行う事により、地域における生活を支援します。												
	条件													
	申請手続きに必要なもの	相談支援事業所についてはP93をご覧ください。 詳しくはお尋ねください。												
	問い合わせ先	障がい福祉課												